公

### 告

○生活保護法の規定による居宅介護を ○生活保護法の規定による居宅介護を ○生活保護法の規定による医療を担当 ○県営土地改良事業に係る換地処分 担当させる機関の指定 させる機関の指定(地域福祉課)……一 担当させる機関の変更(二件)(同 (同) …………

○字の区域の変更(嶺南振興局) ………三 南越農林総合事務所) ………………三

○土地改良区の役員の退任(福井農林 実施(食品安全・衛生課)………七 ○平成十八年度クリーニング師試験の

ယ

指定年月日 平成18年12月7日 所在地 福井市真栗町第38号3番地 名称

清水南医院

福井県知事 西川

一藏

平成18年12月19日

○土地改良区の役員の就任(同)………八 総合事務所) ………八

○公益法人の設立許可の取消し(農業

技術経営課) …………………八

### 目 次

### 告

定したので、同法第55条の2の規定により 医療扶助のための医療を担当させる機関を指 第49条の規定に基づき、同法の規定による 福井県告示第974号 次のとおり告示する。 生活保護法(昭和25年法律第144号)



号 1797 1 年 成 8 12月19日(火) 火・金曜日 発行 1月1,750円郵送料共

### 示

## 福井県告示第975号

させる機関を指定したので、同法第55条の 第54条の2第1項の規定に基づき、同法の 2の規定により、次のとおり告示する。 規定による介護扶助のための居宅介護を担当 生活保護法(昭和25年法律第144号) 平成18年12月19日

福井県知事 西川

蝦

平成18年12月19日(火)		福井	- 県 報	第 1797 号			2
福井県告示第977号 生活保護法(昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定に基づき指定した 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関 から、同法第54条の2第4項の規定におい て準用する同法第50条の2の規定により、 変更の届出があったので、同法第55条の2 の規定により、次のとおり告示する。 平成18年12月19日 福井県知事 西川 一誠	(変更前)坂井郡医師会デイサービスセンター (変更後)坂井地区医師会デイサービスセンター	(変更前)坂井郡医師会デイサービスセンター (変更後)坂井地区医師会デイサービスセンター	居宅介護事業所の名称	福井県告示第976号 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき指定した介護扶助のための居宅介護を担当させる機関から、同法第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。平成18年12月19日 福井県知事 西川 一誠	福井県済生会聖和園	福井県済生会聖和園	居宅介護事業所の名称
	福井県あわら市東善寺5-27	福井県あわら市東善寺5-27	居宅介護事業所の所在地		大野市蕨生158字35番	大野市蕨生158字35番	居宅介護事業所の所在地
	介護予防通所介 護	通所介護	事業の種類		介護予防短期入 所生活介護	介護予防通所介 護	事業の種類
	坂井地区医師会	坂井地区医師会	居宅介護事業者の名称		社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 福井県済生会	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 福井県済生会	居宅介護事業者の名称
	福井県あわら市東善寺5-27	福井県あわら市東善寺5-27	主たる事務所の所在地		福井市和田中町舟橋7番地1	福井市和田中町舟橋7番地1	主たる事務所の所在地
	平成18年5月9日	平成18年5月9日	変更年月日		平成18年12月7日	平成18年12月7日	指定年月日

2	亚成18年19日10	(

居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	居宅介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	変更年月日
(変更前)坂井郡医師会ヘルパーステーション (変更後)坂井地区医師会ヘルパーステーション	福井県あわら市東善寺5-27	訪問介護	坂井地区医師会	福井県あわら市東善寺5-27 平成18年5月9日	平成18年5月9日
<b>福井県告示第978号</b> 土地改良法(昭和24年法律第195号)					

用する同法第54条第4項の規定により公告 地処分をしたので、同条第10項において準 地改良事業鯖江和田地区(全工区)に係る換 第89条の2第9項の規定に基づき、県営土

平成18年12月19日 福井県知事 西川

一誠

## 福井県告示第979号

字の区域を変更する旨の届出があったので、 260条第1項の規定により、小浜市長から 同条第2項の規定により次のとおり告示する なお、この届出に係る字の区域の変更は、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第

があった日の翌日からその効力を生ずるもの 改良(区画整理)事業に係る換地処分の公告 54条第4項の規定による県営宮川地区土地 土地改良法(昭和24年法律第195号)第

平成18年12月19日 福井県知事 西川

一誠

次の区域を新保9号長塚に編入する。

下   14の一部 16の一部 18の一部	28字 立ノ下	
32 33の一部 34の一部		
13から15までの各一部 29の一部 31の一部	27号 仏田	
L 3102 3103 3109 3202 3205	8号 君流1	新保
地 番	号	大 字

次の区域を新保20号馬場所に編入する。

	新保	大 字
	25号 梨木田	<b>₽</b> □
45の一部	30の一部	
	3 6 の一部	曲
	3 7の一部	無
	4 4 の一部	

次の区域を新保24号谷上に編入する。

新保41号谷ノ下1に隣接する道路である市有地の一部

これらの区域							新保	大学
或に隣接介在する道路	41字 谷/下	3 9 号 白丸			27号 仏田	2 4 号 谷上	20号 馬場所	7
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部	41字 谷ノ下 2の1 2の2 13の1 13の2	14の一部 15の一部	35の一部	2の一部 25の一部 26の一部 30の一部	18から23までの各一部 24の1の一部 24の	9の3 9の4 10の2 22の2の一部	3 の一部	地番

次の区域を新保26号大田に編入する。

					新保	大 字
	27号 仏田	12号 横竹			9号 長嫁	균
一部 30の一部 34の一部 35の一部	15の一部 16 17の一部 18の一部 29の	56の一部 59の一部	70の一部	56までの各一部 62の2の一部 69の2の一部	52の1の一部 52の2の一部 53 54から	地番

次の区域を新保28号立ノ下に編入する。

1から13までの各一部 31の一部	27号 仏田	
60の2の一部	9号 長塚	新保
地番	<del>-</del>	大 字

次の区域を新保32号北山に編入する。

	7	J.
新保	大字	
36号 南北山	7	
1から19まで		
20から33ま	地番	
までの各一部	(F)	
3 4		

5 5号	5 3号	
青野ノ下	奈良原	
9031	7の3の一部	35010
7 の一部	8 0)-	一部 36
2 0 の一部	・部 10の一部	36から38まで
	§ 11の一部	3 9 の一部

次の区域を新保35号青野に編入する。

これらの区域	竹長				新保	大 字
に隣接介	3 6号	5 5 号	3 4号		3 2号	
在する道路	不帯取	青野ノ下	上青野		北山	号
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部	4 1 の一部	青野ノ下 8の2の一部 17の一部 18の一部 19の一部	13から15まで 16の2 17	部	1の1の一部 1の2の一部 18の一部 20の一	地番

次の区域を新保38号池田に編入する。

				新保	大 字
53号 奈良原		52号 小森		36号 南北山	子
7の3の一部 8の一部 9の一部 11の一部	16から18までの各一部	6の1 7の1の一部 13の一部 14の一部	2 39の一部	27から33までの各一部 35の1の一部 35の	地番

次の区域を新保39号白丸に編入する。

			新保	大学
	3 8 号 池田		36号 南北山	7
18の一部 20から22までの各一部	7の一部 8 9の一部 10の一部 17の一部	一部	20から27までの各一部 35の1の一部 39の	地番

次の区域を新保40号宮ノ上に編入する。

		38号 池田 9から11までの各一部 18の一部 19の一部	部 47の一部	新保 25号 梨木田 22の一部 33の一部 37の一部 46の1の一
- HD T O 0 HD		- 部 18の一部		)一部 37の一部
D O O	7年—— 本	19の一部		46010-

接する道路である市有地の	これらの区域に隣接介布	4 3 号 🗓	41号 谷/下
	これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部および新保43号沢8に隣接する道路である市有地の全部および新保43号沢8の1の一部に隣接する道路である市	6	\$/F   20 <i>0</i> 1 20 <i>0</i> 2

次の区域を新保43号沢に編入する。

				新保	大 字
46号 九鬼山	44号 宮/下	40号 宮/上	39号 白丸	3 8 号 池田	号
25の一部 29の一部	6の1の一部 6の2の一部 7の一部 9の一部	1の一部 12の一部 13の一部	16の一部	19の一部 23の一部 24	地番

次の区域を新保44号宮ノ下に編入する。

新保43号涉				新保	大 字
₹7の一部に隣接する		52号 小森	45号 雄稲作	38号 池田	号
43号沢7の一部に隣接する水路である市有地の全部	19の一部	7の1の一部 8の3 14の一部 15の一部	5の3の一部 6から9までの各一部	11から16までの各一部 19の一部 23の一部	地番

次の区域を新保45号雄稲作に編入する。

			新保	大字
	5 2 号 小森	49号 町田	48号 豆尻	岩
11までの各一部 12 15の一部 19の一部	7の2の一部 8の1の一部 8の2の一部 9から	4の一部 10の一部 16の一部	5の一部 12の一部 14の一部	地 番

次の区域を新保46号九鬼山に編入する。

平	灰1	8年	-12)	月19	)
新保43号》			新保	<b>去</b> 关	
保43号沢7の一部に隣接する水路で	45号 雄稲作		44号 宮/下	뮫	
水路である市有地の全部	5の3の一部 6から8までの各一部 10の一部	7の一部 9の一部 10	1の一部 2の一部 3の1の一部 3の2の一部	地番	

次の区域を新保47号由里ノ下に編入する。

次の区域を新保48号豆尻に編入する。

これらの区域に隣接する道路である市有地の全部	3 3 号 当洲		加茂 31号 五	5 4 号 雨田		49号 町田	47号 由		46号 九鬼山		新保 45号 雄	大字号
直路であっ			五反田				由里ノ下				雄稲作	
る市有地の全部	101 701 801 901 10	2 4 2 5	1701 1801 1901 2101 2301	10の一部 27の一部 29の一部	14 15 16の一部	1の一部 4の一部 5 6から12までの各一部	7の一部 13の一部 14 15の一部 16	15の1 15の2 23から28までの各一部	1から6まで 7の2 7の3 14の2 14の3	5の2の一部 10の一部	2の一部 3の一部 4の2の一部 5の1の一部	<b>地</b>

次の区域を新保49号町田に編入する。

	*
新保	4
5 4号	
副田	号
10か	
4	
までの名	地
<b>小</b>	[5
190	無
- 些	
29の一部	
	4号 雨田 10から14までの各一部 19の一部 29の一

次の区域を新保52号小森に編入する。

					新保	大字
	5 4 号 雨田		53号 奈良原		49号 町田	号
30の一部	15の一部 16の一部 18の一部 19の一部	7の1の一部 7の2の一部 9の一部 11の一部	2から5までの各一部 6の1の一部 6の2の一部	13までの各一部	3の1から3の3までの各一部 4の一部 9から	地番

次の区域を新保53号奈良原に編入する。

l
大 字
号
曲
樂

					6
:	大 字	次の区域を新			新保
I	뮹	次の区域を新保54号雨田に編入する。	55万	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5 4 号 雨田
	地番	9t 80°	5 5 万   再野ノ下   90 10一部   90 20一部   10 75 1 2 までの各   一部   13 1 4 の一部   1 7 の一部   2 0 の一部	の一部 25の一部 26の一部	5の一部 6の一部 15の一部 16の一部 18

次の区域を新保55号青野ノ下に編入する。

7						
のの区域		新保			<b>竹</b> 展	大字
これらの区域に隣接する道路である市有地の一部		5 4 号 雨田		36号 不帯取	3 4 号 青野	号
5る市有地の一部	0の一部 23の一部	4から6までの各一部 17の一部 18の一部 2	の一部 33の一部 34の一部 41の一部	13の一部 14の一部 15の1の一部 15の2	13の一部 28の一部	地番

次の区域を竹長2号木戸に編入する。

これらの区域			竹長	大 字
これらの区域に隣接介在する道路、	13号 大坪	6号 榊林	3号 高畑	75
各、水路である市有地の全部	42の一部	1 2	402 501 502 602	地番

次の区域を竹長6号榊林に編入する。

'		
	竹長	大字
=	13号 大坪	号
	4 3 の一部	
		惠
		番

次の区域を竹長13号大坪に編入する。

~~-	<u> </u>	10,
	竹長	大字
	2号 木戸	号
	52の一部	
	6 0 の一部	书
		維

次の区域を竹長29号万木橋に編入する。

大 字
力
地
曲

	大谷		本保
	7 0号		5 2号
	掘ノ内		大門
—	20の一部	一些	23の一部
	2 3		2 4
	28の一部		4 35の一部
	29の一部		37の一部
	300		390

次の区域を竹長30号加志女に編入する。

竹長	大 字
23号 古上	号
45の一部	
49の一部	地
5 8 の一部	番

次の区域を竹長36号不帯取に編入する。

			<b>竹</b> 展	大字
			3 4 号 青野	7
幣	部 29の一部 35の一部 36の一部 42の一	の各一部 12の一部 13の一部 27 28の一	1から10までの各一部 11の1から11の3まで	地番

次の区域を大谷60号塚本に編入する。

9号 山ノ鼻     26の一       5号 上堀出し     32の一	大 **	0	9
9号山ノ鼻26の一5号上堀出し32の一		58号 上塚穴	4 0 の一部
5号 上堀出し 32の一		9号山/	6 O)—
		5号	200-

次の区域を大谷65号上堀出しに編入する。

大字 号 地 番 大谷 58号 上塚穴 30の2 31の1 31の2 32 33の1 大谷 58号 上塚穴 30の2 31の1 31の2 32 33の1 33の2 34の3 40の一部 44か ら46までの各一部 48の一部 68号 下掘出し 18の2の一部 19の2の一部 19の2の一部 42の一部 44	3 6 の一部	36号 不帯取	
号     地       58号 上塚穴     30の2 31の1       33の2 34の2     34の2       68号 下掘出し     18の2の一部 19	42の一部 44		竹長
5 8号 上塚穴 30の2 31の1 33の2 34の2 646までの各一部	18の2の一部 19の2の一部	下掘出し	
号     地       58号 上塚穴     30の2 31の1       33の2 34の2			
58号 上嫁穴 30の2 31の1 31の2			
号地	3002 3101 3102 32 3301		大谷
		7	大字

次の区域を大谷68号下堀出しに編入する。

竹長	大 字
3 4 号 青野	4
42の一部	
	番

 次の区域を本保25号平井川に編入する。

 大字
 号

 本保
 22号 小谷
 6から

6から8までの各一部

0

1の一部

0

2の一部

勘

橅

 次の区域を本保30号町田に編入する。

 大字
 号

 本保
 25号 平井川
 11

惠

橅

次の区域を本保35号鮫田に編入する。

これらの区域							本保	大字
或に隣接介在する道路	60号 東山		42号 八反田		37号 日々焼	3 6 号 大谷	2 5 号 平井川	号
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部	602 503	1 33の2 34から37までの各一部	20から22まで 23の一部 32の一部 33の	3の2の一部 9の2 11の一部 12の一部	1の1 1の2 2の1 2の2 3の1の一部	802	702	地 番

次の区域を本保36号大谷に編入する。

本保 3 5 6 6 れらの区域に露						_
場     地     番       号 鮫田     20の2の一部 20の3 21の2の一部 21       3 22の1 22の2の一部 25の一部 5 東山     6の3       接する道路である市有地の全部	これらの区は			本保	大字	
地 番 の2の一部 20の3 21の2の一部 21 22の1 22の2の一部 25の一部 13 有地の全部	或に隣接する道路であ	0号 東		5型	号	
	5る市有地の全部	603	22の1 22の2の一部 25の	部 20の3 21の2の一部 21		

次の区域を本保37号日々焼に編入する。

平	成1	8年	12)	月19	9日	(火	)	
						本保	大 字	
	60号 東山	5 2 号 大門		4 0 号 天神		3 8 号 笹谷	7	
2 3 0 3 5 0 2 5 0 4	1の2の一部 1の3の一部 2の2 2の3 3の	35の一部	での各一部 41から43までの各一部	34の1から34の5までの各一部 35から38ま	602	3の1から3の3まで 4の2 4の3 6の1	地番	•

次の区域を本保40号天神に編入する。

-				
	大谷		本保	大 字
	70号 堀ノ内	60号 東山	5 2 号 大門	号
	]   13の一部 16の一部	1の2の一部 1の	3 5 の一部	
	一部 25の一部	の 3 の一部		地番
	26の一部			

次の区域を本保42号八反田に編入する。

		本保	大 字
	5 2 号 大門	37号 日々焼	号
4.4までの各一部	16の一部 34から36までの各一部 42から	12の一部	地番

次の区域を本保43号五両に編入する。

本保	大学
53号 平田	号
20の一部	
	书
	쒀

次の区域を本保52号大門に編入する。

		-
大谷	大字	
7 0 号 堀ノ内	7	
20の一部 25の-		
-部 27の一部	鱼	
28の一部		

30の一部

次の区域を本保53号平田に編入する。

の2の一部	
の一部	
3から39までの各一部	쁫
9 の一部	
地	

# 公告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、平成18年度クリーニング師試験(以下「試験」という。)を実施するので、クリーニング業法施行細則(昭和48年福井県規則第37号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示

平成18年12月19日

福井県知事 西三

一誠

## 試験の日時

0

試験の場所

0分から 平成19年2月28日(水)午前9時3

### 試験の科目

福井産業技術専門学院(福井人材開発セ

福井市林藤島町20-1-

衛生法規に関する知識

## (2) 公衆衛生に関する知識

洗たく物の処理に関する知識および技

### 受験資格

、受けることができない。 26号)第47条に規定する者でなければ 試験は、学校教育法(昭和22年法律第

受験手続

① 出願書類

受験に際し必要な事項は、次のとおりと

「受験願書」という。)

クリーニング師試験受験願書

以上各2部(1部は写しでも可。) 受験資格を有する旨を証明する書類

大きさが縦105ミリメートル横80 氏名を記載すること。) ミリメートルのものとし、裏面には、 上半身像を正面から撮影した写真で、 写真(出願の日前6月以内に脱帽の 

(2)

付け、消印をしないこと。 井県証紙を受験願書の所定の箇所にはり 7,000円(この金額に相当する福

### $\odot$ 受験願書の提出先

康福祉部食品安全・衛生課に提出するこ 外に住所を有する者にあっては福井県健 住所を所管する健康福祉センターに、県 県内に住所を有する者にあっては当該

## 受験願書の受付期間

を除く。)とする。 法律第178号)第3条に規定する休日 び国民の祝日に関する法律(昭和23年 26日(金)まで(日曜日、土曜日お 平成19年1月17日 (水) から同月

のあるものに限り、受け付ける 平成19年1月26日(金)までの消印 なお、郵送により提出する場合には、

付する。 えて、受験番号を記載した受験通知書を送 受験願書を受理したときは、受験票に代

び福井県健康福祉部食品安全・衛生課のホ ームページで合格者の受験番号を発表する 掲示板、各健康福祉センターの掲示板およ その旨を通知するとともに、福井県庁1階 平成19年3月1日(木)に、合格者に

- 課(福井市大手3丁目17-1電話07 せは、福井県健康福祉部食品安全・衛生 ターにおいて交付する。 食品安全・衛生課および各健康福祉セン 受験手続その他試験に関する問い合わ
- 有カンターに対して行うこ 76-20-0355) または各健康福

定により、次の者が平成18年3月31日に 第17項の規定により公告する。 役員を退任した旨の届出があったので、 4年法律第195号)第18条第16項の規

理事

受験通知書の送付

合格者の発表

### ゆの街

- 受験願書の用紙は、福井県健康福祉部
- 御陵土地改良区から、土地改良法 (昭和2

平成18年12月19日

役員名 選本 株 近 竹澤 氏 福井県知事 西川 隆義 **松田** 達雄 永平寺町松岡上合月7-3 松岡下合月33-11 松岡上合月7-30

勝見 大西 秋野 部川 <del>K</del> 洲田 森葵葵 紀夫 義則 推幸 隆一郎 英男 熨一思 輝 松岡下合月31-16 松岡下合月19-28 松岡上合月9-20 松岡渡新田9-46 松岡兼定島26-6 松岡兼定島33-2 松岡末政21-44 松岡末政21-43

 $\omega$ 

主たる事務所の所在地

財団法人福井県開拓信用基金協会

福井県福井市御本丸町1番地

法人の名称

定により、次の者が平成18年4月1日に役 17項の規定により公告する。 員に就任した旨の届出があったので、同条第 4年法律第195号)第18条第16項の規 御陵土地改良区から、土地改良法 (昭和2

# 平成18年12月19日

福井県知事

西川

役員名 Ш # 選本 剪川 森蒸蒸 竹澤 K \* 洲田 蒸蒸 義則 幸 奉 隆一郎 河沿沿 英男 三 達雄 至 永平寺町松岡上合月7-3 松岡末政21-43 松岡下合月32-21-2 松岡下合月19-28 松岡下合月31-16 松岡上合月7-30 松岡兼定島33-6 松岡兼定島26-6 松岡末政21-44

回条 赒 1 ## 西尾 勝見 大西

바

松岡上合月9-25 松岡上合月9-20 松岡渡新田9-46

次の法人は、

正当の事由なく引き続き3年

9年法律第89号)第71条後段の規定によ 以上事業を行っていないので、民法(明治2

その設立の許可を取り消す。

平成18年12月19日

福井県知事 西川

皷

(1) この処分に不服がある場合は、この処 することができます。 昭和37年法律第160号)第6条の規 分があったことを知った日の翌日から起 定により、処分庁に対して異議申立てを 算して60日以内に、行政不服審査法

松岡上合月9-25

(2) この処分の取消しの訴えは、この処分 事となります。 提起しなければなりません。この場合に があったことを知った日の翌日から起算 おいて、福井県を代表する者は福井県知 して6か月以内に、福井県を被告として

(3) (1)の異議申立てをした場合のこの処分 の取消しの訴えは、(2)にかかわらず、そ の異議申立てに対する決定があったこと ています。 内に提起しなければならないこととされ を知った日の翌日から起算して6か月以

平成十八年十二月十九日発平成十八年十二月十九日印 行刷 発行人 印刷人 〒九一〇一八五八〇 〒九一九—〇四八二 福井県福井市大手三丁目一七番一号 福井県坂井市春江町中庄六一一三二 株エクシート 福 井 県 ☎⑤五六七八番